

会 議 録

平成30年度第1回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成30年7月17日（火） 開会：午後2時00分 閉会：午後4時03分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠祐
欠席委員名	
説 明 員	平良図書館長 湧川 博昭 平良図書館補佐兼奉仕係長 渡久山 博和 平良図書館 資料係長 奥平 知恵美 中央公民館長 砂川 時男
事務局員	教育部長 下地 信男 生涯学習部長 下地 明 教育総務課長 下地 美明 教育総務課総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議案等	件 名	結 果
議案第13号	会議録署名委員の指名について 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定の議案提出依頼について	可 決
議案第14号	宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について	継続審議
議案第15号	宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について	継続審議
議案第16号	宮古島市立図書館条例の一部改正の議案提出依頼について	修正可決
議案第17号	宮古島市立図書館運営規則の一部改正について	継続審議

議案第18号	宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について	継続審議
議案第19号	宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について	継続審議
議案第20号	宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一部改正について	継続審議
議案第21号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正の議案提出依頼について	可 決
そ の 他		

備 考		
-----	--	--

会 議 録

教育長	これより、平成30年度第1回臨時教育委員会を開催します。 本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、池間雅昭委員を指名します。よろしくお願い致します。
教育長	次に、日程第2 議案第13号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定の議案提出依頼について説明をお願いします。
平良図書館長	議案第13号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例について、読みあげて説明。
教育長	議案第13号についてご審議をお願いします。 第1条の趣旨、第2条の位置及び施設の構成等については問題ないかと思えます。第3条の事業、第3号のカフェコーナーについてももう少し説明をお願いします。
平良図書館長	カフェコーナーについてですが、全国各地の図書館などでコーヒーとか軽食ができる施設を設けて市民に喜ばれている現状があります。宮古島市においても未来創造センター内にカフェコーナーが建設されます。その運営方法についてはまだ調整中ですが、公募して最低家賃を決めて運営しているところも数カ所ありますので、現段階ではその方向で財政とも調整していきたいと考えております。
野原委員	必要だとは思いますが、あった方がいいと思えます。
中尾委員	休館日との関連もあると思うんですが、祝日が休みになっていきますが、図書館や公民館などは休みの日でも開いてほしいというのが一般的かと思えます。また、第5条第2項で「必要と認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日休館することができる」とあり、その臨時の場合はカフェコーナーはどうするのかという疑問があります。

平良図書館長

臨時にと言うのは、例えば施設や設備等の破損があって、閉館して修繕が必要になる時などがございます。そういう時はすぐに明日休むというわけではなく、カフェコーナーの運営者とも調整をしながらやっていきたいと考えております。それから月に1度蔵書点検を行っており、現在は第3木曜日と決めて告知しながらやっているところです。そういった事などが臨時に休館と言うことに該当するかと考えています。祝日の開館については、職員の手配などもあるので将来的に考えたいと思います。

教育部長

確認ですが、カフェコーナーの運営を市が行うわけではないですよ。

平良図書館長

市はやらないです。カフェコーナーという施設が既に未来創造センター内に出来ていて、公有財産の目的外使用になるのでそれは省けないと言うアドバイスもあり載せてあります。その運営方法については、公募して直接契約をしてと言う方法が妥当じゃないかと助言を頂いております。

中尾委員

あくまでもカフェコーナーと言う場所であって、カフェではないじゃないですか。コーナーという場所の運営であって、使用許可を出すのか賃貸するのかということかと理解しています。

教育長

では問題ないですね。次に第4条の管理についても大丈夫ですね。休館日、第5条の説明をお願いします。

平良図書館長

休館日については、現在の図書館、中央公民館の休館日をそのまま適用しております。月曜日、祝日、慰霊の日、年末年始ということで定めてあります。カフェコーナーについては今後調整ということになっていくかと思っております。また、第2項において臨時に休館日に開館できると規定がありますので、どうしても月曜日や祝祭日に利用したいとなった場合でも対応できると考えています。

教育長

これまでも、中央公民館を月曜日に使用したいとなった場合は対応していますよね。次の第6条の管理運営については、図書館と中央公民館の連携を図り有機的に運営されなければならないとしてあります。次の第7条、職員を説明してください。

平良図書館長

未来創造センターは中央公民館と図書館、2つの館でなっていて、両方を取りまとめる方を設置した方がいいということで、センター長、その他必要な職員を置くことが出来るとしてあります。

野原委員

今まではそれぞれに館長がいましたよね。

教育長

それはもちろん残ります。図書館と中央公民館を有機的につなぐためには、それを取りまとめる人が必要と言うことです。そして第8条で非常勤センター長を置くことが出来るとしています。

平良図書館長

まず、センター-長を置くことが出来ます。そのセンター長は職員を置いても大丈夫です。あるいは、学識経験者というか教授などを置くことも出来ると言うことで、どちらにするかはまだ決まっていないんですが、未来創造センターにセンター長を置くことをうたっております。

教育長

次の第9条は非常勤センター長の報酬及び費用弁償は、別の規則で定めると言うことですね。第10条の委任はいいですね。附則について説明をお願いします。

平良図書館長

今後9月の定例議会で可決されれば9月末までには公布と言うことになります。ただ工事の遅れがある場合等も考慮して、施行についてはそこから起算して1年を超えない範囲において別の規則で定めると言うことにしております。この条例の施行期日を定める規則の制定の際には、また教育委員会に議案として提案致します。

教育長

施行については別に規則で定めると言うことですね。では、議案第13号 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定の議案提出依頼については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第13号については可決と致します。

次に、日程第3 議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について説明をお願いします。

平良図書館長

議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について、提案理由、規則を読みあげて説明。

教育長

説明が終わりました。議案第14号について疑問などがありましたらお願いします。

池間委員

条例の施行については、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める」、規則は「未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行日から適用する」とある。その関係性の説明をお願いします。

平良図書館長

条例が施行されたらこの規則も適用されるという流れです。

池間委員

条例が制定されてから初めて規則・規程は作られるものだと思うので、条例もまだ議会にも提案されていない段階で、この規則を可決することが出来るかという疑問があります。

教育長

しばらく休憩します。

(休憩：午後2時39分)

教育長

再開します。

(再開：午前3時01分)

先に議案第16号の審査を行います。説明をお願いします。

平良図書館長

議案第16号 宮古島市立図書館条例の一部改正の議案提出依頼について、資料1新旧対照表と併せて説明。

教育長

説明が終わりました。名称及び位置の変更についてはいいですね。第5条の図書館協議会委員定数の変更について、もう少し説明をお願いします。

平良図書館長

図書館協議会の現状について説明。

教育部長

10人以内となっているので7人に委嘱してもいいわけですよ。新しい大きな施設が出来て、広く市民の意見を反映させるという意味からすると、なぜ減らすのかという説明が大事になってきます。

池間委員

部長が今言ったように、議会でも同じような意見が出ると思います。

平良図書館長

第5条の改正は取り下げとすることでお願いします。

教育長

人口規模の類似市町村なども参考に、今後検討して下さい。

教育総務課長

これは条例ですので、この5条の改正は抜いて2条だけの改正で例規審査会に提出ということになります。

教育長

では、議案第16号については、第2条だけの改正として可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第16号については修正可決とします。

次に、議案第21号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正の議案提出依頼について説明をお願いします。

中央公民館長

議案第21号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正の議案提出依頼について、資料1 新旧対照表と併せて説明。

教育長

使用料金について、もう少し説明をお願いします。

生涯学習部長

資料「使用料金の考え方」について説明。

教育長

説明があったとおりです。審議をお願いします。

中尾委員

料金表は消費税込みの金額だと思うんですが、おそらく消費税5%で計算されていると思われるので、8%にするかどうかというのは議論した方がいいと思います。

生涯学習部長

来年また消費税が変わることも勘案して上げようかという意見もあったんですが、とりあえずは今の料金で新しい未来創造センターには移行しようと事で設定しました。

教育長

では、議案第21号については、可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第21号については可決とします。
しばらく休憩します。

(休憩：午後3時48分)

教育長

再開します。

(再開：午前4時00分)

提案ですが、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号は継続審議としてよろしいですか。

(異議なし)

教育長

では、そのようにしたいと思います。
その他で何かありますか。ないようですのでこれで第1回臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

教育長

宮 岡 博 

会議録署名委員

池間 雅昭 